き算定される被保険者均等割額を減額することが明らかになつたものに限る。）に係る当該年度分の保険料について減額することとなる額の総額（その額が現に当該世帯に係る当該年度分の法第七十二条の三の二第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額）

二　算定政令第四条の四第一項第二号に規定する額　当該年度において被保険者が属する世帯（当該市町村の当該年度の国民健康保険税の賦課期日から当該年度の十月三十一日までの間に地方税法第七百三条の五第二項に定める基準に従い同法第七百三条の四の規定により算定される被保険者均等割額を減額することが明らかになつたものに限る。）に係る当該年度分の国民健康保険税について減額することとなる額の総額（その額が現に当該世帯に係る当該年度分の法第七十二条の三の二第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額）

（算定政令第四条の五第一項各号の厚生労働省令で定める算定方法）

第六条の五　算定政令第四条の五第一項各号に掲げる被保険者、介護納付金賦課被保険者及び介護納付金課税被保険者の総数又は数の算定は、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。

算定政令第四条の五第一項第一号イ(2)の被保険者の総数	当該年度の保険料の賦課期日における被保険者（当該年度の十月三十一日までの間に国民健康保険の被保険者であることが明らかになつた者に限る。）の数
算定政令第四条の五第一項第三号イ(2)の被保険者の総数	当該年度の国民健康保険税の賦課期日における被保険者（当該年度の十月三十一日までの間に国民健康保険の被保険者であることが明らかになつた者に限る。）の数
算定政令第四条の五第一項第二号イ(2)の介護納付金賦課被保険者の総数	当該年度の保険料の賦課期日における介護納付金賦課被保険者（当該年度の十月三十一日までの間に国民健康保険の被保険者であることが明らかになつた者に限る。）の数
算定政令第四条の五第一項第四号イ(2)の介護納付金課税被保険者の総数	当該年度の国民健康保険税の賦課期日における介護納付金課税被保険者（当該年度の十月三十一日までの間に国民健康保険の被保険者であることが明らかになつた者に限る。）の数
算定政令第四条の五第一項第一号ロ(1)の被保険者の数	当該年度の令第二十九条の七第五項第三号イに掲げる世帯（当該年度の十月三十一日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び同条第二項第八号イに規定する特定同一世帯所属者（以下この条において「特定同一世帯所属者」という。）につき算定した同条第五項第一号に規定する合算額が同項第三号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになつたものに限る。）に属する被保険者の数
算定政令第四条の五第一項第一号ロ(2)の被保険者の数	当該年度の令第二十九条の七第五項第三号ロに掲げる世帯（当該年度の十月三十一日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項第一号に規定する合算額が同項第三号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになつたものに限る。）に属する被保険者の数

（算定政令第四条の四第一項各号の厚生労働省令で定める算定方法）

第六条の四　算定政令第四条の四第一項各号に掲げる被保険者、介護納付金賦課被保険者及び介護納付金課税被保険者の総数又は数の算定は、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。

算定政令第四条の四第一項第一号イ(2)の被保険者の総数	当該年度の保険料の賦課期日における被保険者（当該年度の十月二十日までの間に国民健康保険の被保険者であることが明らかになつた者に限る。）の数
算定政令第四条の四第一項第三号イ(2)の被保険者の総数	当該年度の国民健康保険税の賦課期日における被保険者（当該年度の十月二十日までの間に国民健康保険の被保険者であることが明らかになつた者に限る。）の数
算定政令第四条の四第一項第二号イ(2)の介護納付金賦課被保険者の総数	当該年度の保険料の賦課期日における介護納付金賦課被保険者（当該年度の十月二十日までの間に国民健康保険の被保険者であることが明らかになつた者に限る。）の数
算定政令第四条の四第一項第四号イ(2)の介護納付金課税被保険者の総数	当該年度の国民健康保険税の賦課期日における介護納付金課税被保険者（当該年度の十月二十日までの間に国民健康保険の被保険者であることが明らかになつた者に限る。）の数
算定政令第四条の四第一項第一号ロ(1)の被保険者の数	当該年度の令第二十九条の七第五項第三号イに掲げる世帯（当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び同条第二項第八号イに規定する特定同一世帯所属者（以下この条において「特定同一世帯所属者」という。）につき算定した同条第五項第一号に規定する合算額が同項第三号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになつたものに限る。）に属する被保険者の数
算定政令第四条の四第一項第一号ロ(2)の被保険者の数	当該年度の令第二十九条の七第五項第三号ロに掲げる世帯（当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項第一号に規定する合算額が同項第三号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになつたものに限る。）に属する被保険者の数